平成２２年（フ）第４８５号
千葉県佐倉市井野983番地２
債務者　野崎　奈月（旧姓開）
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部
平成２３年（フ）第１５号
千葉県八街市八街い１番地198
債務者　井口　吉昭
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部
平成２３年（フ）第１７号
千葉県成田市久住中央４丁目９番地４　サニーヒルＴＩ―203号
債務者　塚本　亜樹（旧姓海保）
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部
平成２２年（フ）第３５０号
静岡県裾野市茶畑572番地の１　クレールアビタシオン303
債務者　小針　正一
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２３年（フ）第１８号
静岡県三島市大社町７番58号
債務者　西嶋　千英
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２３年（フ）第６３号
愛知県豊明市三崎町高鴨17番地19
債務者　神谷　美奈（旧姓樽林）
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第１１１号
名古屋市千種区田代本通４丁目10番地　スズキ荘２－１号
債務者　山中　幸代
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第１１２号
名古屋市千種区田代本通４丁目10番地　スズキ荘２－１号
債務者　山中　五美
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第２６６号
名古屋市港区七反野２丁目2002番地　パークサイドキムラ107号
債務者　黒田奈緒美（旧姓杉本・橋）
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第２４号
茨城県つくば市上郷2692番地２、前住所埼玉県三郷市戸ヶ崎3178番地18
債務者　加茂　美和（旧姓大谷部）
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２３年（フ）第２８号
茨城県土浦市右籾1639番地６
債務者　髙橋　義恒
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２３年（フ）第３１号
茨城県石岡市貝地２丁目６番７―309号　ロマーヌ石岡第２
債務者　平澤　憲二
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２３年（フ）第３２号
茨城県土浦市右籾2700番地86
債務者　鈴木小夜子（旧姓塩尻）
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２３年（フ）第３９号
茨城県つくば市高崎1008番地　つくば双愛病院内、住民票上の住所茨城県つくば市吾妻４丁目９番地１　市営住宅308―101
債務者　檜山　秀秋
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２３年（フ）第７１号
埼玉県行田市大字南河原569番地１
債務者　山田　幸子
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２３年（フ）第４５号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地２―1001
債務者　齊藤　章夫
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２３年（フ）第８５号
横浜市都筑区富士見が丘19番17号
債務者　大貫よし江
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部